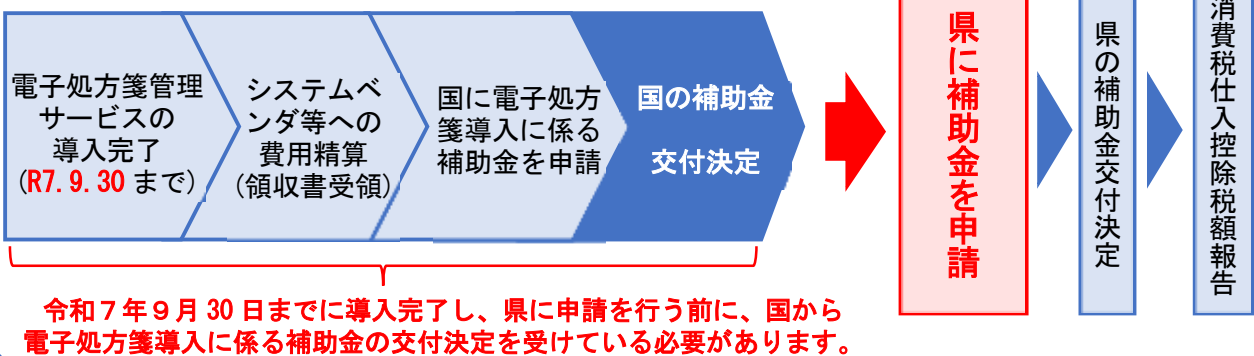


電子処方箋導入促進事業費補助金について

令和7(2025)年7月

栃木県では、電子処方箋の活用・普及促進のため、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋導入に係る補助金の交付を受けた保険医療機関・保険薬局に対し、上乗せ補助を実施します。

申請の流れ



申請区分・補助率・補助上限額

申請区分	県補助金	大規模病院 病床数200床以上	病院 病床数200床未満	診療所	薬局
初期導入	導入費用(上限)	4,866,000円	3,259,000円	388,000円	388,000円
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000円	543,000円	97,000円	97,000円
新機能追加導入	導入費用(上限)	1,356,000円	1,002,000円	245,000円	256,000円
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000円	167,000円	61,000円	64,000円
初期・新機能 同時導入	導入費用(上限)	6,022,000円	4,059,000円	542,000円	553,000円
	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000円	676,000円	135,000円	138,000円

国(基金)と県の補助金を合わせて受け取った場合、財政支援の割合は最大で、**病院**：1/2（基金 1/3＋県 1/6）、**診療所・薬局（大型除く）**：3/4（基金 1/2＋県 1/4）、**大型チェーン薬局**：1/2（基金 1/4＋県 1/4）となります。

申請方法

◆申請方法：栃木県電子申請システムによるオンライン申請のみの受付

詳細は、県ホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e07/welfare/iryuu/yakuji/hanbaigyuu/r7.html>)

◆申請期限：令和7(2025)年12月25日(木)まで



留意事項

- ◆ 県補助金の申請には、国（社会保険診療報酬支払基金）の電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金を申請し、**交付決定**を受けている必要があります。
- ◆ **令和7年9月30日までに導入完了したものが補助事業の対象施設となります。**
- ◆ 院内処方機能の追加導入したときにかかる費用は、補助対象外です。
- ◆ 国の補助金は、申請から交付まで約2か月程度の時間を要しますので、県補助金の活用を検討される場合は、早めにシステムベンダ等に導入をご相談ください。

＜県補助金に関する問合せ先＞

病院・診療所：栃木県保健福祉部医療政策課医療指導担当
歯科診療所：栃木県保健福祉部健康増進課がん・生活習慣病担当
薬局：栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課薬事審査担当

TEL:028-623-3084

TEL:028-623-3095

TEL:028-623-3120